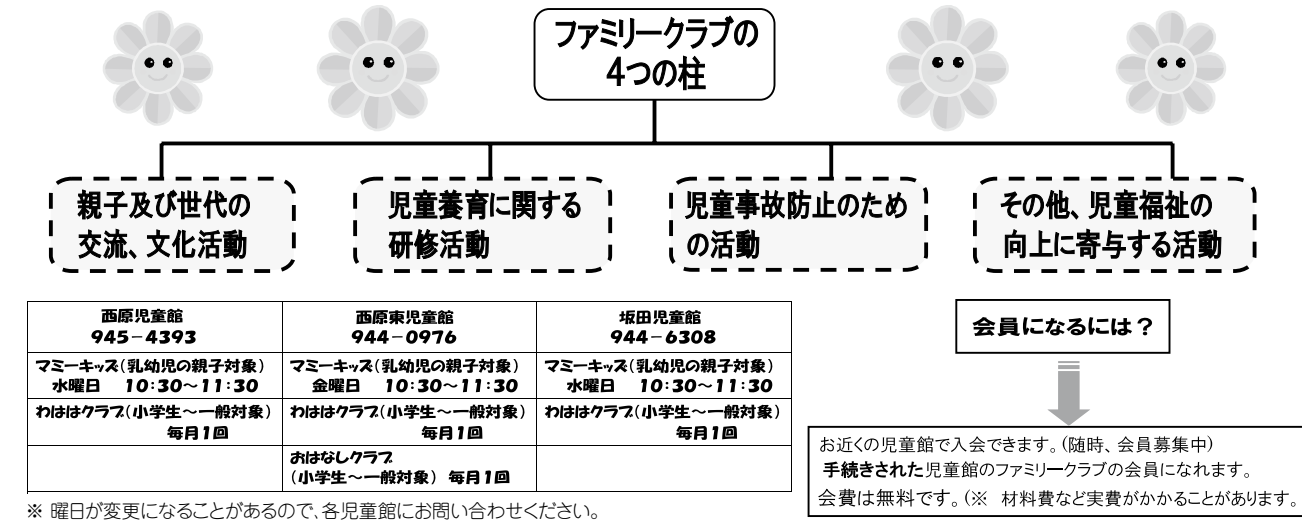


西原町じどうかん ファミリークラブ会員募集!!

- ★**児童館とは?**・・・児童館は「幼稚園生や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか?
児童館は、子どもたちに健全な遊びを提供し、健康増進と豊かな情操を育むことを目的とした施設です。乳幼児の親子から中高生まで利用できます。(安全上の理由から5歳以下のお子さんは保護者同伴になります。)また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。※幼稚園4歳児クラスのお子さまは、5歳になっても保護者同伴です。
- ★**ファミリークラブとは**・・・『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動と一緒にできる方でしたら入会できます。
- *ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、すきなところに登録できます。



- ※ 曜日が変更になることがあるので、各児童館にお問い合わせください。
- 主な活動内容**
- * クラブ全体・・・文化・生活向上のための講座 世代交流会 交通安全マスコット作りなど
 - * マミーキッズ・・・親子体操 リトミック (講師がきます) 3館合同社会見学 運動会 クリスマス会など
 - * わははクラブ・・・地域清掃 手作り会・行事のお手伝いなど
 - * おはなしクラブ・・・おはなし製作 地域へ出張おはなし会など

あがりティーダ公園の 管理者変更のお知らせ

「あがりティーダ公園」(字東崎)は沖縄県の施設ですが、これまで西原町で管理を行ってきました。平成25年4月より「西原マリンパーク」の指定管理区域が変更されることに伴い「あがりティーダ公園」も同区域へ含まれることとなりました。

これに伴い「あがりティーダ公園」の管理者が、西原町から指定管理者へ変更になりますので、お知らせします。



あがりティーダ公園管理者(旧)
平成25年3月31日まで

西原町



あがりティーダ公園管理者(新)
平成25年4月1日より

指定管理者
(株式会社クリード沖縄)

指定管理の区域となることにより、公園内の芝生の広場などは使用申請及び料金などが発生することが想定されます(今後、県と指定管理者で協議)。これまで広場をご使用いただいたみなさんにおかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ 建設部産業課 ☎945-4540

予防接種が変わります!!

予防接種法、予防接種法施行規則及び予防接種法施行令の改正に伴い、平成25年度から下記の予防接種で次のとおり変更があります。ご確認の上、接種する際は十分にご注意ください。

【BCG】 ※ 公費(無料)接種の対象年齢拡大
対象年齢 : 生後3ヶ月~1歳に至るまでの間にある者(1歳の誕生日の前日まで)
なお、個別通知に関しては生後5~8ヶ月(標準接種期間)のお子さんに対して、集団予防接種予定日の約3週間前に郵送します。

【日本脳炎】 ※ 公費(無料)接種の対象年齢拡大
平成17~21年度の接種勧奨控えにより、1期(初回2回、追加1回)及び2期(9歳以上対象)接種の機会を逃したお子さんと平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満(20歳になる前々日まで)であれば公費(無料)接種対象者とします。

【ヒブワクチン】※ 接種間隔の変更(平成24年11月14日から適用されています)

接種開始年齢	接種回数	接種間隔
2ヶ月~6ヶ月	初回3回	初回: 27日(医師が認める場合は20日)~56日 追加: 初回終了後、7~13ヶ月の間
	追加1回	
7ヶ月~11ヶ月	初回2回	初回: 27日(医師が認める場合は20日)~56日 追加: 初回終了後、7~13ヶ月の間
	追加1回	
1歳~4歳	1回	

※ 追加接種の間隔が、「初回終了後、7~13ヶ月の間」に変更となっています。接種間隔に十分ご注意ください。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3ワクチンが定期予防接種になりました。平成25年度も引き続き公費(無料)接種を実施します。対象年齢になりましたら、早めの接種をお願いします。

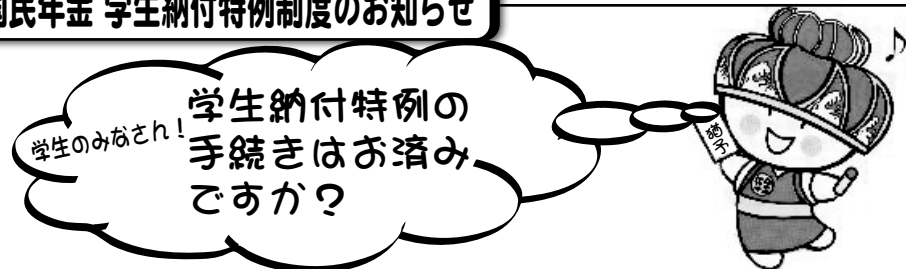
【MR第3期・第4期】
MR第3期(中学1年生対象)・第4期(高校3年生対象)は、平成24年度で公費(無料)接種が終了となりました。今後は、自己負担での接種となります。

予防接種を受ける際は、必ず母子手帳の予防接種履歴をご確認ください!!

お問い合わせ 福祉部福祉課母子保健係 ☎945-5311
子宮頸がんワクチンについては、福祉部健康推進課 ☎945-4791

国民年金 学生納付特例制度のお知らせ

学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料の支払いを猶予し、10年以内は納付(追納)ができる学生納付特例制度があります。



対象者	学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)一部の海外大学の日本分校に在学する方
持ってくる物	年金手帳・印鑑・学生証(コピー可)または在学証明書 ※代理の場合、委任状(同一世帯でない場合)、身分証明書(免許証、健康保険証等)も必要

平成24年度において学生納付特例制度が認定されている方で、平成25年度も引き続き在学される方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学される場合は、このハガキに必要な最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書(ハガキ形式)が送付されていない方は、窓口での申請手続きが必要です。

- ご注意!**
- 前年度の学生納付特例の申請をお忘れの方は、4月に申請する場合に限って前年の4月から前月の3月分までの期間について申請する事ができます。
 - 3月に卒業後、厚生年金などに加入予定がない方で4以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、7月31日(水)までに一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311 (内線 121.123)